令和3年11月30日

(3)課程名: 看護学研究科看護学専攻(修士課程)プラ 4正規課程/原参証	認定試験の受験資格の取得と、看護師識と能力を得ることができる。  助の看護職(准看護師は除く)として実務卒業した者項の規定により、学位授与機構から学士了した者大学を卒業した者と同等以上の学力があること、その他の文部科学大臣が定めるる指定するものを文部科学大臣が定めるる語でを卒業した者と同等以上の学力があると本研究となる。  いた者と同等以上の学力があると本研究となる。  いた者と同等以上の学力があると本研究となる。  ないた者と同等以上の学力があると本研究となる。  ないた者と同等以上の学力があると本研究となる。  ないた者と同等以上の学力があると本研究となる。  ないた者と同等以上の学力があると本研究とない。  ないた知識と技術の健康教育を効果的  会療の管理、治療効果の判断を自律能力力  の活用、開発能力  研修の研修内容「医療安全・特定行
(事) 「	別期間: 2年間 i(Nurse Practitioner)の養成を目的とす認定試験の受験資格の取得と、看護師識と能力を得ることができる。 助の看護職(准看護師は除く)として実務卒業した者項の規定により、学位授与機構から学士了した者大学を卒業した者と同等以上の学力があること、その他の文部科学大臣が定める指定するものを文部科学大臣が定める指定するものを文部科学大臣が定めるを卒業した者と同等以上の学力があると本研究と大きない。 いた者と同等以上の学力があると本研究という。 いた者と同等以上の学力があると本研究におり、対方の管理、治療効果の判断を自律能力力の活用、開発能力 研修の研修内容「医療安全・特定行
# は	i(Nurse Practitioner)の養成を目的とす。 i(Nurse Practitioner)の養成を目的とす。 i認定試験の受験資格の取得と、看護師識と能力を得ることができる。 i動の看護職(准看護師は除く)として実務卒業した者項の規定により、学位授与機構から学士プした者大学を卒業した者と同等以上の学力があること、その他の文部科学大臣が定める指定するものを文部科学大臣が定める師の免許証を有し、入学時に5年以上の字を卒業した者と同等以上の学力があると本研究とからまない。  というにおりた者と同等以上の学力があると本研究とから、  ないた者と同等以上の学力があると本研究というに対している。  ないた者と同等以上の学力があると本研究というに対している。  ないた者と同等以上の学力があると本研究というに対している。  ないた者と同等以上の学力があると本研究というに対している。  ないた者と同等以上の学力があると本研究というに対している。  ないた者と同等以上の学力があると本研究というに対している。  ないた者と同等以上の学力があると本研究というに対している。  ないた者と同等以上の学力があると本研究というに対している。  ないた者と同等以上の学力があると本研究というに対している。  ないた者と同等以上の学力があると本研究と、有法の学力があると本研究というに対している。  ないた者と、有法の学力があると本研究と、有法の学力があると本研究を対している。  ないた者に対している。  ないためでは、またができる。  ないた者に対している。  ないためでは、ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
(9) 申請する課程の目的・概要: おフラムである。本コースでは一般社団法人日本NP教育大学院協議会(診療・養験(NP)できる知識 特定行為(10区分23行為)研修を修了することによって、一定の範囲で自律的に診療行為ができな知識	認定試験の受験資格の取得と、看護師識と能力を得ることができる。  かの看護職(准看護師は除く)として実務卒業した者項の規定により、学位授与機構から学士了した者大学を卒業した者と同等以上の学力があること、その他の文部科学大臣が定める話定するものを文部科学大臣が定める師の免許証を有し、入学時に5年以上の学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究とから、というに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対し、というに対し、というに対し、というに対しているに対しないるに対し、というに対しないるに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないるに対しているに対しないるに対しないののでは対しないるに対しているに対しているに対しないるに対しているに対しないるに対しないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないないののではないるののではないののではないるののではないののではないののではないののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののではないるののでは
(1) (4テーマへの該当の有無	卒業した者 項の規定により、学位授与機構から学士 了した者 大学を卒業した者と同等以上の学力がある。こと、その他の文部科学大臣が定める。 指定するものを文部科学大臣が定める 師の免許証を有し、入学時に5年以上の を卒業した者と同等以上の学力があると本研究 といた者と同等以上の学力があると本研究 といた者と同等以上の学力があると本研究 という。 という。 とないる。 はないななななな。 はななななななななななななななななななななななななななななななな
種類:  (身に付けられる知識、技術、技能) 特定行為(10区分23行為)の知識・技術 〈区分〉 呼吸器(長期呼吸法に係るもの)関連 1 (実践する能力) うえれ管理関連 2 (初)に実践する能力 できる能力:  (③身に付けることのできる能力:  (③身に係る薬剤投与関連 2 (対)に実践する能力 (シェスに基づいに実践する能力) (シェスに基づいに実践する能力 (シェスに基づいに実践する能力) (シェスに基づいに実践する能力) (シェスに基づいに実践する能力を発症が、(シェスに基づいに関係る薬剤投与関連 1 (シェスに関係の変) (シェスに関係の変) (シェスに関係の表) (シェスに関係を対して、対象の表) (シェスに関係の表) (シェスに関係	た知識と技術の健康教育を効果的 台療の管理、治療効果の判断を自律 能力 力 るための研究能力 の活用、開発能力 研修の研修内容「医療安全・特定行
(身に付けられる知識、技術、技能)	た知識と技術の健康教育を効果的 台療の管理、治療効果の判断を自律 能力 力 るための研究能力 の活用、開発能力 研修の研修内容「医療安全・特定行
為実践特論」等を含む。 2)必要な臨床判断、治療の管理、治療効果の判断を自律的に実践する能力を身につけるが概論」等を設ける。 3)医師ならびに関係者と連携・協働し、対象者の意思決定を尊重しながら医療・看護を提供	
(4)教育課程: 「看護コミュニケーション論」等を設ける。 4)プライマリケアの包括性・継続性を理解し、高度な看護の実践者としての役割発揮ができ 特論」等を設ける。 5)高度な看護の実践者としての能力と質担保のために、客観的臨床実技試験(CSCE)を含 6)保健・医療・福祉現場の実践的な課題解決に必要な研究能力を身につけるために、「プラ 実施する。	する能力を身につけるための科目 るための科目「プライマリケア看護学 む段階的な試験を実施する。
⑤修了要件(修了授 業時数等): 2年以上在学し、59単位以上修得、かつ特定の課題についての研究の成果の審査	及び最終試験に合格
®修了時に付与される 修士(看護学)の学位、10区分23行為の特定行為研修の修了認定 学位・資格等 一般社団法人日本NP教育大学院協議会診療看護師(NP)資格認定試験受験資格	<b>i</b>
①総授業時数: 81 単位 1®要件該当授業 75単位   20まで   20まで	93%
次の基準により各科目の担当教員が試験成績、授業参加度等を総合して判定する。なお、では、筆記試験は70%以上、客観的臨床実技試験(OSCE)及び観察評価は80%以上を合 ②の成績評価の方法: 判定 合格 不合格 評価 S A B C D 点数 100~90点 89~80点 79~70点 69~60点 59点以下	
②自己点検・評価の 方法: 学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。「自己点検・評価委員会」において成男自己点検評価書にまとめ、ホームページにおいて公表する。評価内容は「研究科委員会」に 善に活用する。	
②修了者の状況に係る効果検証の方法: 就職状況と一般社団法人日本NP教育大学院協議会診療看護師(NP)資格認定試験の合格	各率によって検証する。
(教育課程の編成) 年に1回、学内外の実習指導者を招き、「実習評価会」を実施している。そこで、実習について ②企業等の意見を 取り入れる仕組み: (自己点検・評価) 外部の特定行為研修施設の委員が構成員となっている「特定行為研修管理員会」において る。	、自己点検・自己評価を実施してい
②社会人が受講しや 働きながら学べるよう、開校日を火~木の3日間としている。科目の一部はe-learning受講、 り、学生の都合の良い時間帯・場所で学べるようにしている。休日・夜間も利用できる専用の	
③ホームページ: (URL)https://www.saku.ac.jp	
事務担当者名: 岩崎 悦子 所属部署: 学生課	
連絡先: (電話番号) 0267-68-6680 (E-mail) gakusei@saku.ac.jp	

\* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

\*様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを 必ずご確認ください。